

コンビニで町税が 納付可能になりました

平成31年4月から木古内町の町税を全国のコンビニエンスストア（以下コンビニ）で納付できるようになりました。

コンビニでの納付は、休日や夜間でも納付することができ、手数料もかかりません。

コンビニでの納付に対応した新しい納付書は4月から順次発行しますが、3月までに発行された従来の納付書ではコンビニでの納付はできませんのでご注意ください。

また、これまでの金融機関や木古内町役場窓口に加えて、全国の郵便局・ゆうちょ銀行でも町税を納付することができます。

コンビニで納付できる町税の種類

- ①町道民税（普通徴収）
- ②固定資産税
- ③軽自動車税
- ④国民健康保険税（普通徴収）

■お問い合わせ

税務課税務グループ ☎01392-2-3131

納付書の様式が変わります

これまでの納付書はのり付けされて綴られていましたが、新しい納付書は1枚ごと(綴られていない状態)の「単票形式」になります。

納付の際は納付書に記載されている期別と納期限をよくお確かめください。また、納付後は領収書を必ず受け取り、大切に保管してください。

期別を間違えて納付した場合、原則として還付や他の期別に振替を行うことはできません。そのためお手元の納期限が過ぎた納付書は未納扱いになり、督促状が発送される可能性もありますのでご注意ください。

生ごみを堆肥にしよう!!

町では、生ごみの減量・資源化を進めるため生ごみを堆肥にする電動生ごみ処理機やコンポスト容器購入費用の助成を行っています。

購入費用の助成額は価格の2分の1ですが、生ごみ処理機は2万円が上限で1世帯1台、コンポスト容器は4千円が上限で1世帯2台まで対象となります。

生ごみは堆肥化することで資源になります。自家製堆肥で野菜や草花を育てみませんか。

助成を希望される方は役場町民課住民グループへ申請して下さい。

■申請に必要なもの

- ①購入した際の領収書
- ②印鑑
- ③通帳

■お問い合わせ

町民課住民グループ ☎01392-2-3131

